

## 速記録

### 川上ダム建設事業の 関係地方公共団体からなる検討の場 (第4回幹事会)

日 時 平成24年12月13日(木)

午前 9時58分 開会

午後 0時 3分 閉会

場 所 大阪府合同庁舎第1号館 新館 3階 A会議室

[午前 9時58分 開会]

1. 開会

○近畿地方整備局 河川部長

本日は、皆様ご多忙の中お集まりいただきましてありがとうございます。ただいより第4回川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場幹事会を開催いたします。検討主体を代表いたしまして本日の進行をさせていただきます、近畿地方整備局河川部長の〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

○近畿地方整備局 河川部長

同じく検討主体の水資源機構の〇〇関西支社長でございます。

○水資源機構 関西支社長

〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

○近畿地方整備局 河川部長

前回の第3回幹事会では、複数の利水対策案の立案についてご議論いただきました。今回は、概略評価による対策案の抽出等についてご議論いただくこととしております。本日は忌憚のないご意見をお聞かせいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

まず、本日の出席者を紹介させていただきます。

三重県の〇〇地域連携部長でいらっしゃいます。

○三重県 地域連携部長

おはようございます。よろしくお願いいたします。

○近畿地方整備局 河川部長

同じく、三重県の〇〇県土整備部長でいらっしゃいます。

○三重県 県土整備部長

よろしくお願いいたします。

○近畿地方整備局 河川部長

伊賀市の〇〇公共事業対策室長でいらっしゃいます。

○伊賀市 建設部長代理

おはようございます。〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

○近畿地方整備局 河川部長

同じく伊賀市の〇〇次長でいらっしゃいます。

○伊賀市 水道部長代理

○○です。よろしくお願いいたします。

○近畿地方整備局 河川部長

京都府の○○理事でいらっしゃいます。

○京都府 建設交通部長代理

○○でございます。よろしくお願いいたします。

○近畿地方整備局 河川部長

八幡市の○○都市管理部長でいらっしゃいます。

○八幡市 都市管理部長

○○です。どうぞよろしくお願いいたします。

○近畿地方整備局 河川部長

大阪府の○○河川室長でいらっしゃいます。

○大阪府 都市整備部長代理

○○です。どうぞよろしくお願いいたします。

○近畿地方整備局 河川部長

摂津市の○○次長でいらっしゃいます。

○摂津市 土木下水道課長代理

○○でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○近畿地方整備局 河川部長

奈良県の○○主幹でいらっしゃいます。

○奈良県 土木部長代理

○○です。よろしくお願いいたします。

○近畿地方整備局 河川部長

ここで報道関係の方にお願いがございます。撮影の方は以上までということをお願いしたいと思います。以後の撮影等をご遠慮をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

## 2. 川上ダム検証に係る検討の内容

○近畿地方整備局 河川部長

それでは、本日の議題は、川上ダム建設事業等の点検について、概略評価による対策案の抽出について、川上ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集及び利水参画者等へ意見聴取であります。

それでは、配付しております本日の資料の確認をさせていただきます。事務局の方でお願いします。

○事務局（近畿地方整備局 河川部広域水管理官）

まず、資料としまして議事次第でございます。座席表です。続きまして、資料－１「第４回幹事会の検討内容」、資料－２「川上ダム建設事業等の点検」でございます。資料－３「概略評価による治水対策案の抽出について」、資料－４「概略評価による新規利水案の抽出について」、資料－５「概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出について」でございます。資料－６「概略評価による既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案の抽出について」でございます。資料－７「川上ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について」でございます。資料－８「新規利水、流水の正常な機能の維持、既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案に対する意見聴取について」でございます。あと、参考資料－１「川上ダム建設事業等の点検」、資料－２「既設ダムの有効利用について」、以上でございます。

○近畿地方整備局 河川部長

資料の方はよろしいでしょうか。

それでは、まず最初に資料－１の「第４回幹事会の検討内容」について説明させていただきまして、その後、引き続き資料－２の「川上ダム建設事業等の点検」について説明をお願いいたします。事務局の方からお願いします。

○事務局（近畿地方整備局 河川部広域水管理官）

広域水管理官の〇〇です。資料－１について説明させていただきます。まず、赤色の部分が今回検討する部分ですが、「検証対象ダムの事業等の点検」ということで、この部分をまず説明させていただきます。それと、あと青色で囲っているところが、実は第２回の幹事会で治水の立案をやっております。「キ」の部分でございます。それから、第３回幹事会で「サ」の新規利水、「シ」の流水の正常な機能、「ス」の長寿命化など、この部分の立案をさせていただいています。今回はその立案を受けて、「ク」の「概略評価により治水対策案の抽出」ということが今回の議題でございます。

そして、右の検証の進め方のポイントというところの②のところを見ていただきたいのですが、「検討過程においては、『関係地方公共団体からなる検討の場』を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う」となっておりまして、このパブリックコメントについても今回の検討の中でこういうふうを実施したいというこ

とを議題にして上げております。

以上でございます。次に、検討資料の2の方を。

○事務局（水資源機構 川上ダム建設所長）

水資源機構川上ダム建設所長の〇〇でございます。座ってご説明申し上げます。

資料-2をごらんください。「川上ダム建設事業等の点検」でございます。まず、めくっていただきまして、1ページであります。この点検の趣旨等について書いてございます。点検の対象でありますけれども、これはダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、総事業費、工期、堆砂計画の点検を実施していくということでございます。その点検の趣旨でありますけれども、下の方に文字で書いてありますが、ご説明いたします。今回の点検の趣旨は、今回の検証のプロセスに位置づけられている検証対象ダム事業等の点検の一環として行っているものです。それから、現在保有している技術情報等の範囲内で、今後の方向性に関する判断とは一切かわりなく現在の事業計画を点検するものです。また、予断を持たずに検証を進める観点から、ダム事業の点検及び他の治水・利水対策等、つまり代替案ですね、のいずれの検討に当たっても期待的要素は含まないこととしております。今回算定した総事業費や工期は、ダムを含まない複数の治水対策案等との比較検討を適切に行うために算定したという性格を有するものであることを踏まえ、現段階において、総事業費や工期の変更に直結するというものではありません。なお、検証の結論に沿っていずれかの対策を実施する場合も、実際の施工に当たっては、さらなるコスト縮減や工期短縮に対して最大限の努力をすることとしております。以上が点検の趣旨等でございます。

次に、2ページをお開きください。まず、工期の点検でございます。まず最初に、その考え方でございます。ダム検証終了後、残事業の完了までに必要な期間ということで点検をしております。なお、ダムの本体及び関連工事は、予算、事業で必要となる法手続の制約もございしますが、検証終了後、可能な限り速やかに入札手続に着手し、必要な期間を確保するという想定をしております。次に、その工期の点検結果です。下に工程表がチャート形式で書いてありますが、結論から申しますと、本体工事の公告から事業完了までに概ね6年を要する見込みです。この工程の他、本体工事の公告までに諸手続、各種補償に2年程度を要すると見込んでおります。下の工程表を見ていただきますと、「ダムの堤体の工事」と書いてありますが、その横のところ、上から4行目のところ「堤体打設」これがいわゆる本体のコンクリートの打設を表しておるわけですが、これが赤で囲んであり

ますように、概ね4年ということです。試験湛水も含んでおります。そこへ至る前段として、「施工設備の設置の工事」というのがその下2行目のところにありますけれども、これにやはり1年余り要するという事です。さらに、その前段で、やはり契約手続等が必要になるということで、この赤の点線になっておりますけれども、ここにもそれだけの時間が必要ということでございます。さらに、先ほどご説明いたしましたように、この工程の他に、本体工事の公告までに諸手続、各種補償に2年程度要するという事ですので、ここに書いてあるような6年と2年という、そういう結果になりました。ちなみに、注意書きのところもちょっと見ていただきたいんですが、注意1のところ、先ほどのやつと少しダブりますが、真ん中、2行目当たりの最後の方ですが、「予断を持たずに検証を進める観点から、ダム事業の点検及び他の治水・利水対策等（代替案）のいずれの検討に当たっても、さらなるコスト縮減や工期短縮などの期待的要素は含まないこととして」おりますし、また「検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、実際の施工に当たってはさらなる工期短縮に対して最大限の努力をすることとしている」ということです。さらに、注2のところです。これも注意書きですが、「予算上の制約、入札手続き、各種法手続等によっては、見込みのとおりとならない場合もある」ということをご承知置きいただきたいということと、それから注3ですが、「補償等の工程は、試験湛水開始までに必要な補償を完了させるということを前提としている」と、そういう内容でございます。工期の点検は以上でございます。

続きまして、3ページをごらんください。3ページは、総事業費の点検です。総事業費の点検の考え方を示してございます。川上ダム建設事業に関する事業実施計画第2回変更、これが現時点におきます川上ダムの法定計画ということですが、これに定められている総事業費をもとに、平成25年度以降の残事業を対象として点検を行いました。なお、この中にあります平成24年度までの実施額というのがありますが、一番表の左端の縦の列ですけれども、平成24年度まで実施額の中の平成24年度分については、まだ現時点で平成24年度の途中ですので見込額です、ということです。また、平成25年度以降の残事業の数量や内容について、平成24年度までの実施内容や今後の変動要因、平成22年度単価ということをご考慮して分析評価を行ったものです。これが点検に当たっての総事業費の考え方でございまして、その結果が下の表に示してあるとおりです。結論的に申しますと、残事業費平成25年度以降のものは、約600.4億円であるということです。

ちなみに、参考資料-1の方で、こちらの方、ちょっと今日は時間の関係で説明を割

愛させていただきますけれども、こちらの方に多少詳しく資料説明しております。例えば、この表の中で、もとの資料－２の３ページの表をごらんいただきますと、例えばダム費で申しますと、全体トータル額平成24年度までの実施額のところと、その周りの残事業費です。残事業費のところと、そのさらに隣の点検結果の残事業費とで差が出ておりますけれども、その内訳的に、先の変動要因ということで、物価の変動による単価の増ですとか、仮排水路工事の対象流量変更に伴う増ですとか書いてございます。これらの中身が、この参考資料に載っておりますので、また後で合わせてごらんいただければ幸いです。この表の方に戻りますけれども、資料－２の表の合計欄をごらんいただきたいんですが、平成24年度まで実施額が612.9億円になっております。これに対しまして、残事業費、先ほど説明した残事業費は現時点で567.1億円です。それに対して、今後の残事業について総事業費の点検の考え方のところでおりましたとおりの分析評価を行った結果として600.4億円になったということでございます。これも注意書きのところを少しご説明いたしますが、先ほどと少しダブりますけれども、予断を持たずに検証を進める観点から、ダム事業の点検及び他の治水・利水対策等（代替案）のいずれの検討に当たっても、さらなるコスト縮減や工期短縮などの期待的要素は含んでおりません。また、検証の結論に沿って、いずれの対策を実施する場合においても、実際の施工に当たってはさらなるコスト縮減や工期短縮に対して最大限の努力をすることといたしております。それから、注２のところですが、さらに工期の遅延があった場合には、水理水文、環境モニタリング等の調査、通信機器等の点検や修繕、土地借り上げ及び借家料、事務費等の継続的費用（年間約6.9億円）が加わるということになります。以上が総事業費の点検結果でございます。

次に、４ページをごらんください。堆砂計画の点検です。現在の川上ダムの堆砂計画ですが、これは近傍類似ダムの実績等をもとに、平成18年までのデータを用いて推計を行って、その結果から計画比堆砂量を年間1 km<sup>2</sup>当たり320m<sup>3</sup>とし、計画堆砂量を180万m<sup>3</sup>と決定しているものです。計画堆砂量において計画の前提となったデータについて新たなデータを確認することによって、堆砂計画の妥当性についての点検を行いました。その結果が下の表及び最後に書いてある文章ですが、右の方に図がございます。近傍類似ダムというのは、具体的には、そこにある４つのダムなんですけれども、高山ダム、布目ダム、室生ダム、青蓮寺ダムということです。比堆砂量の推計結果として、推計方法が３通りございます。１つは、近傍類似ダムの実績比堆砂量による推計、これによる点検結果が329という数字になりました。また、２つ目の推計方法が、近傍類似ダムの確率比堆砂量による

推計です。この結果は348という数値になりました。最後に、3つ目の方法は近傍類似ダムのデータを用いた回帰分析による推計ですが、この結果336という数値になりました。すなわち、下の文章にありますように、計算の結果、比堆砂量の範囲は329から348、平均しますと338という数値、年当たり1km<sup>2</sup>の立米数となりまして、100年分の堆砂量は、下の計算式によりまして約180万m<sup>3</sup>となりました。下に書いてあります338という数値は、この平均値を取っております。54.7km<sup>2</sup>というのは川上ダムの流域面積です。その100年間という、そういう計算です。したがって、概ね約180万m<sup>3</sup>となったということから、川上ダムの堆砂計画は妥当と判断しているところです。以上が堆砂計画の点検でございます。

最後に5ページ、ちょっとページが打っておりませんが、最後の紙です。計画の前提となっているデータ等の点検についてということですが、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の第4、再評価の視点1の中に規定されております、次の文章、「過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う」と、これに基づきまして、雨量データ及び流量データの点検を実施いたしました。今回の検証に係る検討は、点検の結果、必要な修正を反映したデータを用いて実施しております。また、点検結果の公表につきましてですが、雨量データ及び流量データの点検結果については、別途インターネット等により公表する予定としております。以上が、川上ダム建設事業等の点検でございます。

以上でございます。

○近畿地方整備局 河川部長

それでは、ただいまの説明につきまして質問あるいはご意見等ございましたら、どうぞ。

○京都府 建設交通部長代理

資料でもお話はされてたと思うんですけども、川上ダムの事業につきましては、現在実施中の工事のみならず今後の事業実施に際してもさらなるコスト縮減に努めて総事業費の縮減にお努めいただきたいと。なお、今回の、そこにも書いて、ご発言もございましたけど、この検証を持って府県負担の部分について何か変わったと変わらなかったとかいうものではなくて、検証のためにご点検されたという理解をしておりますというのを申し上げさせていただきます。以上でございます。

○近畿地方整備局 河川部長

その他に、いかがでございますでしょうか。

それでは、議事を先に進めさせていただきます。続きまして、資料－3「概略評価による治水対策案の抽出について」、事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川計画課長）

河川計画課長の〇〇でございます。それでは、概略評価による治水対策案の抽出について、説明の方をさせていただきます。

こちらの説明に入る前に、参考資料－2の方を先にごらんいただきたいと思います。参考資料－2「既設ダムの有効活用について（利水者への意見照会）」というペーパーを1枚つけさせていただきますが、こちらのペーパーにつきましては、前回の第3回幹事会におきまして、構成員の皆様から早期に利水者の水需用の動向をしっかりと確認し検討を進めていただきたいというご意見があったことから、川上ダムの目的であります治水、新規利水、流水の正常な機能の維持、そして既設ダムの堆砂除去のための代替補給の各対策案の検討におきまして、現状で活用できる水源の有無を、先般の11月7日付で、関係利水者様の皆様へ意見照会の方を行わせていただきました結果となっております。意見照会の結果、利水者の皆様からのご回答を踏まえまして、各ダムの活用可能な利水容量をまとめましたものが、真ん中の表の方になってございます。高山ダムにつきましては、水道用水容量910万 $m^3$ のうち760万 $m^3$ 、青蓮寺ダムにおきましては水道用水容量の890万 $m^3$ のうち670万 $m^3$ 、比奈知ダムにつきましては水道用水容量700万 $m^3$ のうち140万 $m^3$ 、日吉ダムにおきましては水道用水容量640万 $m^3$ のうち320万 $m^3$ 、これらの数字が活用可能な利水容量というふうな形で回答のあったものでございます。なお、下に米印で書かせていただいておりますが、活用可能な水源がありと回答いただきました利水者の皆様のうち、1利水者におかれましては、活用可能な利水容量が定量化できないという旨の回答があった利水者様がいらっしゃいました。そちらにおきましては、当該利水者の対象ダムにおける開発水利量については全量活用できるというふうな仮定で数字の方を示させていただいているというところでございます。この後説明させていただきます治水対策案、治水対策案におきましては、これらの活用可能な利水容量を用いて検討の方を行っているところでございます。

それでは、概略評価による治水対策案の抽出ということで、資料－3の説明をさせていただきます。資料－3のページを1ページめくっていただきまして、1ページ目が概略評価による治水対策案の抽出の考え方ということで、考え方を示させていただいております。概略評価による治水対策案の抽出につきましては、ダム事業の検証にかかわる検討に

関する再評価実施要領細目というものに基づいて行っております。下の点線の四角囲いのところに、その趣旨の方を書かせていただいておりますが、抽出に当たっては、実現性、治水上の効果、そしてまたコスト、このような観点で、先日立案いたしました治水対策案の概略評価の方を行いまして2から5案の抽出の方を行うという形になっております。

続きまして、2ページになります。こちらの2ページの表の方が、前回第2回の幹事会の方で立案の方を示させていただいております治水対策案になっております。

次の3ページが、第2回の幹事会の資料から修正といいますか、変更の方をさせていただいた説明のところをごさいます、変更点といたしましては、先ほどご説明をいたしました淀川水系の各ダムにおいて活用することが可能と回答のありました利水容量を対象とした代替案ということで変更の方をさせていただいているところをごさいます。青字部分が、その変更の部分をごさいます。

次の4ページ目、そして5ページ目も、基本的には変更点は同様をごさいます、流域を中心とした対策案におきまして、先日の第2回の幹事会で示させていただいた資料より、この代替案検討において活用することが可能と回答のありました利水容量を対象とした代替案に修正の方をさせていただいている形になっております。

6ページ目にまいります。6ページ目がこれらの対策案をまとめたものをごさいます、この四角のところを書かせていただいておりますように、合計20の治水対策案をごさいます。本日は、この20の治水対策案につきまして概略評価を行い、抽出を行うというふうな形になっております。

次の7ページからが、その20の治水対策案についてご説明をさせていただいているものをごさいます。7ページ、そして8ページにおきましては、現行の河川整備計画の概要になっております。現行の整備計画では、中上流部におきまして、川上ダムや上野遊水地、そして河道改修によって戦後最大の洪水に対して対応するという計画になっておりまして、また下流部におきましては、淀川本川において中上流部の整備で増加する洪水時の流量に対して、川上ダムや河道改修等の事業で対応するという計画になっているところをごさいます。

次、ページをめくっていただきまして、9ページからは、先ほど一覧で示させていただきました20の治水対策案の内容の説明になっております。9ページ、10ページにつきましては、治水対策案の中でも河道改修を中心とした対策案を示させていただいているものをごさいます、9ページ、10ページにつきましては、河川整備計画と同程度の安全性を確

保するための河道掘削を行う治水対策案を示させていただいております。

その次の11ページ、そして12ページにおきましては、先ほどと同様、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保するために引堤を行って、同程度の治水安全度を確保するという対策案になっております。

次の13ページ、そして14ページにつきましては、堤防のかさ上げによって河川整備計画と同程度の治水安全度を確保するという案になっております。

続きまして、15ページ、そして16ページになりますが、15ページからは治水対策案といたしまして、大規模治水対策を用いた対策案になっております。15ページ、16ページにつきましては、名張川の放水路及び大規模な神崎川の放水路を整備して、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保するという対策案になっておりまして、17ページ、18ページにつきましては、こちらは先ほどの案のうち、大規模な神崎川の放水路と先ほどの名張川の放水路のかわりに木津川で河道掘削を行うという案になっております。

次の、19ページ、20ページにつきましては、堤防のかさ上げを行わない小規模な神崎川の放水路を整備して、不足する能力に対しましては淀川本川の河道掘削を行うと、そして名張川の放水路のかわりに木津川で河道掘削を行うと、このような案になっております。

続きまして、21ページ、22ページにつきましては、放水路以外の大規模な治水施設といたしまして、既設の上野遊水地の掘削、そして新設の遊水地の整備、そして遊水地の上流部分では河道掘削を行うという対策案でございます。

次の23ページ、24ページにつきましては、既設の上野遊水地の掘削と合わせまして、不足する流下能力に対して淀川本川の河道掘削、そして遊水地を整備する、上流部ですね、河道掘削を実施するという案になっております。

次の25ページ、そして26ページ堤防のかさ上げを行わない小規模な神崎川の放水路の整備、そして既設の上野遊水地の掘削、不足する流下能力に対して淀川本川の河道掘削、そして遊水地の上流区域で河道掘削を実施するという案になっております。

駆け足で恐縮ですが、次の27ページからが既存ストックを有効活用した対策案ということで、27ページ、28ページにつきましては、既設ダムとして、日吉、高山、室生、比奈知という4ダムのかさ上げ、そして不足する流下能力に対して淀川本川、そして木津川の河道掘削を行うもの、次の29ページ、30ページにつきましては、既設ダムとして高山、そして比奈知の2ダムのかさ上げ、そして堤防のかさ上げを行わない小規模な神崎川放水路の整備、不足する流下能力に対して淀川本川、そして木津川で河道掘削を行うという対

策案になっております。

続いて、31ページ、そして32ページにおきましては、このご説明の中にもありましたとおり、代替案検討において、まず活用することが可能という回答いただきました日吉、高山、青蓮寺、比奈知、この4つのダムにおきまして、利水容量の活用、そして堤防のかさ上げを行わない小規模な神崎川放水路の整備、そして不足する流下能力に対して淀川本川、そして木津川の河道掘削を行う案、このようになっております。

続きまして、33ページからは、流域を中心とした対策案といたしまして、33ページ、そして34ページにおきましては、雨水貯留施設、そして雨水浸透施設、そして水田等の保全、このような流域対策と代替案検討において活用することが可能と回答がありました先ほどの4ダムの利水容量の活用、そしてそれでも不足する流下能力に対して木津川の河道掘削、このようなものを行う案というところでございます。

続いて、35ページ、36ページにつきましては、先ほどの対策案の1に追加をいたしまして、部分的に低い堤防の存置、そして霞堤の存置、そして輪中堤、このような流域対策というのを追加して組み合わせた対策案になっております。

次の37ページ、そして38ページは、先ほどの対策案にさらに追加をいたしまして、宅地のかさ上げ、そしてピロティの建築等の流域対策、これらの組み合わせた対策案になってございます。

続いて、39ページ、そして40ページにつきましては、部分的に低い堤防の存置、そして霞堤の存置、そして輪中堤という流域対策と、先ほどの代替案検討において活用することが可能であった4ダムの利水容量の活用、そして堤防のかさ上げを行わない小規模な神崎川放水路の整備、不足する流下能力に対する淀川本川、そして木津川の河道掘削、これらを行う案が39ページ、40ページになっております。

続いて、41ページ、そして42ページは、先ほどの対策案の4に追加いたしまして、宅地のかさ上げ、そしてピロティの建築等の治水対策案をさらに組み合わせた対策案になってございます。

続く43ページ、44ページにつきましては、雨水貯留施設、雨水浸透施設という流域対策と利水容量の活用、そして堤防のかさ上げを行わない小規模な神崎川放水路の整備、そして不足する流下能力に対する木津川の河道掘削、これらを組み合わせた対策案になっております。

45ページ、46ページは、先ほどの対策案の6に追加をいたしまして、部分的に低い堤

防の存置、霞堤の存置、そして輪中堤と、流域対策というものを組み合わせた対策案になっております。

次の47ページ、48ページにおきましては、先ほどの対策案の7に追加いたしまして、宅地のかさ上げ、そしてピロティの建築等の流域対策、これらを組み合わせた対策案になっております。

すみません、駆け足になってしまいましたが、これらの対策案をまとめましたものが49ページの一覧表になっております。これらの20の治水対策案、これらについて次の50ページから治水対策案の抽出という形で、抽出の作業の方をさせていただいております。抽出に当たりましては、先ほどのご説明でもさせていただきましたとおり、実現性、そして治水上の効果、コスト、これらの観点で治水対策案の抽出ということで抽出の方を行わせていただいております。

50ページにつきましては、河道改修を中心とした対策案からの抽出でございます。河道改修を中心とした対策案といたしましては、河道の掘削による案、引堤による案、堤防のかさ上げによる案ということで3案示させていただいているところでございますが、これらにおきましては、右の理由のところ書かせていただいておりますが、コスト、そして地域社会への影響の観点で一番有利な河道掘削による治水対策案というものを、今回は抽出をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

続いて、51ページ、こちらが大規模な治水施設による対策案になってございます。こちらにつきましては、抽出に当たってコスト及び実現性の観点で抽出の方をさせていただいております。既設の遊水地の掘削、そして新規の遊水地におきましては、先日の第3回の幹事会におきまして、構成員の皆様から、これらの対策につきましては土地利用者の理解、そして地域との合意形成を得ることが非常に困難であるというふうなご意見をいただいているということから、今回既設の遊水地の掘削、そして新規遊水地の組み合わせの治水対策案につきましては、今回、実現性の観点で抽出の方は行っていないというところでございます。その他におきましては、コストの観点で優位な大規模な神崎川放水路と河道掘削を組み合わせた治水対策案の方を今回抽出をさせていただきました。また、抽出に当たりまして、コストの観点では堤防のかさ上げを行う大規模な神崎川の放水路の整備と河道掘削を組み合わせた治水対策案が、概算の事業費では約4600億円とコスト的には優位なところではございますが、当該案につきましては100戸以上の家屋移転等が発生するなど、地域との合意形成というふうな観点がございますので、地域社会への影響が比較的小さい

堤防のかさ上げを行わない小規模な神崎川の放水路の整備、そして河道掘削を行う治水対策案を合わせて抽出をさせていただくという形で、この大規模な治水施設による対策案の中では、この治水対策案の2番でございます神崎川の大規模な放水路と河道掘削を組み合わせたものと、小規模な神崎川放水路と河道掘削を組み合わせたものの2案を抽出の方をさせていただいているところでございます。

続きまして、52ページでございます。52ページには既存のストックを活用した対策案でございます。こちらにつきましては、抽出に当たってコストの観点で抽出の方をさせていただいております。なお、こちらの表の中に、水源取得に関する費用というふうな記載のところがございますが、こちらにつきましては、水源の取得費につきましては、現時点ではその金額が不明でございますので、概算の事業費には計上せず、表にありますとおり「+水源の取得に関する費用」というふうな形で示させていただいております。こちらにつきましては、コストの観点で優位な治水対策案は代替案検討において活用することが可能と回答のございました4ダムの利水容量の活用、そして堤防のかさ上げを行わない小規模な神崎川放水路の整備、そして不足する流下能力に対する淀川本川、木津川の河道掘削を行う治水対策案でございます、この3番の案が費用の観点では一番効率的な案になるところでございますが、こちらの案につきましては、活用可能な利水容量の水源取得に関する費用が計上されていないということから、コストの観点でその次に優位になります案の2でございます、既設ダムとして高山、そして比奈知の2ダムのかさ上げと堤防のかさ上げを行わない小規模な神崎川放水路の整備、そして不足する流下能力に対する淀川本川、木津川の河道掘削を行う治水対策案、こちらの案もあわせて抽出の方をさせていただくというふうな形とさせていただいているというところでございます。

最後に、53ページでございます。53ページが、流域を中心とした対策案でございます。こちらにつきましては、抽出に当たってコスト、そして実現性の観点で抽出の方を行っております。先ほどと同様、既設遊水地の掘削、そして新規遊水地につきましては、土地利用者の理解、そして地域との合意形成を得るという観点が非常に困難であるというふうなご意見をもとに、実現性の観点ではこれらを含む案については抽出の方を行ってございません。その他におきましては、コストの観点で優位な雨水貯留施設、雨水浸透施設、水田等の保全という流域対策と代替案検討において活用することが可能と回答のございました4ダムの利水容量の活用、そして不足する流下能力に対する木津川の河道掘削を行う治水対策案、これらを抽出、この治水対策案の方を、この流域を中心とした対策案として抽出

の方をさせていただいているというところでございます。

以上の説明内容をまとめさせていただいたものは、次の54ページの表でございます。青字が現行計画、そして赤字が今回抽出をさせていただきました治水対策案となっております。

以上で、概略評価による治水対策案の抽出についての説明を終わらせていただきます。

○近畿地方整備局 河川部長

この資料のポイントは、49ページにあります治水対策のさまざまな組み合わせ、20案ほどございますけれども、その中から、今後、治水対策案を評価軸ごとに細かく評価していくと、そのために2から5案程度を抽出するといったものでございます。それが、その抽出の考え方が50ページから53ページですかね、こういったところで抽出したらどうかということでございます。この案では、それがとりまとめたものが54ということで、2から5案程度ということになってございますので、ここでは、今日の案では6案を抽出したという案であるということでございます。これにつきまして、ご質問やご意見等、特に抽出に当たって、どういうふうにしたらいいかということにつきまして、ご質問、ご意見等ありましたらよろしくお願ひしたいと思います。

前回の幹事会のご意見で、遊水地につきましては実現性がなかなか問題があるんじゃないかということで、51ページのところでは、そういったことから抽出はしないというような抽出の考え方といたしますか、案になっておりますけれども、この辺については、例えば三重県さんの方はいかがでございますでしょうか。

○三重県 県土整備部長

前回ですね、まさにそういうような意見、実現性という意味と地元感情という点から提案をさせていただいて、それが反映されているということで、ありがたいことだと思っております。

○近畿地方整備局 河川部長

ありがとうございます。

その他、抽出に当たって、ご意見あるいはご質問等ありましたらよろしくお願ひします。実現性というのは、どこまで捉えるかというのはなかなか難しいところもあるかもしれませんが、何かご意見ご質問等ありましたらよろしくお願ひしたいと思います。はい、どうぞ。

○大阪府 都市整備部長代理

大阪府でございます。前回の中で、もう少しその時点で申し上げるべきだったのかわかりませんが、今回の絞り込みで、当然、この案というのは厳しいというか、コスト面とかも含めて、絞り込まれる案でないのかなというふうに思っておりましたので、ちょっとここで申し上げさせてもらいますが、神崎川の放水路というのが代替案に上がっております。これは、神崎川、猪名川という筋も含めて淀川流域であるということは理解しておるんですけども、従来から、兵庫県さんも含めまして、また猪名川の河川事務所と、神崎川、猪名川筋で一定の計画を立てて整備に取り組んでございます。また、その整備もまだまだ40年確率を目標に、河床をまだまだ掘っていくというような状態が神崎川でございまして、このように放水路案で出されたときに、じゃ神崎川の方の能力自身をもっとアップしないと、この案というのは成り立たないということは、そのコスト面でも非常に膨大になるのかなというものと、一定、新淀川を掘削した時点で神崎川、安威川、猪名川という流域と、新淀川の流域、何か流域的に分離しているようなイメージで地域住民、地域はおりますので、この神崎川の方に放水するというのは、新たに洪水リスクを転換するといえますか、今日は兵庫県おりませんが、兵庫県さんと我々神崎川、猪名川を管理しておるわけですが、そういうことにつながるような案でございまして、一定、これからパブリックコメントもかかるということにしますと、この案について、このように代替案としてふさわしいかどうか、もう少しご議論いただきたいなと思っております。

○近畿地方整備局 河川部長

ただいま神崎川放水路に係る代替案につきまして、代替案としてふさわしいかどうかということでご発言、大阪府さんの方からございましたけれども、これにつきまして、事務局からコメントする前に、もし本日の出席者の皆様の中で、ただいまのご意見に関連してご発言等ございましたらお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

じゃ、事務局の方から。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

事務局からでございます。神崎川放水路につきましては、これまでコスト的に非常に有利という形で案を考えておりましたが、今の大阪府さんからのご提案で、今回の対策案というのを、もう一回考えてみると、例えば、今の大阪府さんの話で考え直すと、一番わかりやすい例としまして、もう一回資料の方を見ていただきたいのですが、案が50ページから載ってますが、50ページは河道改修を中心とした対策案という形になりますので、こちらには神崎川放水路の話は載ってこないような話になっています。それから、51ページの

方ですが、こちらの方は、先ほども説明させていただきましたとおり、大規模な治水施設による対策案というグルーピングをして、この中で1案ぐらいを選びたいと思っており、コストの観点から2番と3番を丸印にしております。その他の案につきましては、先ほど三重県さんからも話がありましたように、上野遊水地の掘削を組み合わせた案を考えておりましたので、実現性の観点やコストの観点からバツという形になってます。2番、3番につきましては、神崎川放水路大、神崎川放水路小というものを中心に立案していますので、こちらの方も先ほどの大阪府さんからの話になりますと、バツになってくる話になります。そうすると、グループⅡにつきましては、1から6まで一応立案はしてみましたが、大規模施設による代替案は立案がなかなか厳しいというような整理になってくると思っております。それから、52ページの方になります。こちらの方は、既存ストックを活用した対策案ということで、どのように考えたかという、繰り返しになりますが、既存ダムのかさ上げとか、あるいは利水容量の買い上げ、これをベースにしまして、それで足りないところをコスト的に有利な神崎川放水路の小で補い、それでも足りない場合には河道掘削を行っていくという対策を考えて、3つの案を考えておりました。2番につきましては、神崎川放水路小で $100\text{m}^3/\text{s}$ の流量を淀川本川から神崎川に流すという案、3番につきましても、同じく $100\text{m}^3/\text{s}$ 分を神崎川放水路の方に流すという案を考えていましたが、ここで神崎川放水路小についても実現性困難という話になってきますと、足りない部分を河道掘削で補うというような案になってくると思っております。改めて事務局の方で整理をしますが、概略ですが、大体100億円ぐらいプラスになってくると想定されます。従って52ページの2番の神崎川放水路小が抜けてきますと、概算の事業費というのは4300億と書いてますが、これは約4400億円、3番につきましては、放水路が抜けて掘削が大きくなりますので、3900億円プラス水源取得に要する費用の部分が、4000億円プラス水源取得に要する費用という形になってきます。1、2、3のうちどれか選ぶという観点では、概算事業費は変わっても、2番、3番を選ぶということは変わらないと思っている次第です。

最後に、53ページになります。この流域を中心とした対策も雨水貯留であるとか雨水浸透であるとか、この辺の流域を中心とした対策に足りない部分を神崎川放水路や河道掘削で補っている形で考えています。神崎川放水路がなくなった場合には、どれが効いてくるかという、2番、3番、4番、5番、それから7番、8番につきましては、先ほどの上野遊水地の掘削の実現性とも同様の整理で上流の部分的に低い堤防の存置、あるいは霞堤の存置、輪中堤については実現可能性の観点からバツにしていますので、直接的には1

番と6番が関係してくることになります。1番につきましても6番につきましても、神崎川放水路小につきましても、先ほどと全く同じで100m<sup>3</sup>/s分を神崎川放水路に流すことを考えていましたので、これが抜けてきますと、本川の河道掘削分が増えてくるという形になってきます。先ほどと全く同じ整理になってきます。概ねですが、どちらも100億円ぐらい追加という形になってきまして、1番の案につきましても5900億円プラス水源取得に要する費用が6000億円プラス取得に要する費用、6番につきましても6200億円プラス水源取得に要する費用という形になってくると思っています。整理しますと、先ほどの大阪府さんのご提案の実現可能性という観点から放水路を無くすという話になった場合、Ⅱ-2とⅡ-3の2案がなくなり、事務局案は6案でしたが、これが4案という形に整理できるとしています。もしもこの形で進めるのであれば、もう一回金額等々は再度精査はさせていただき決定していきたいと思っています。

以上です。

○近畿地方整備局 河川部長

仮に神崎川の放水路を現実性が低いということで代替案から除くというか、抽出にはしないということになりますと、今事務局から説明のありましたように、対策案のⅡ-2とⅡ-3、グループⅡのⅡ-2とⅡ-3は対策案からは除くと。

それから、その後で、グループⅢのところに出てくる神崎川放水路というのは、これをやめて、そのかわりに河道掘削に持たせると、こういう案に修正ということになるかと。その場合、概算事業費が、先ほど申しあげましたように多少高くなると。

それから、Ⅳのグループにつきましても、これもⅣ-1が神崎川放水路というものが入っていますけれども、ここに、54ページのところに何か放水路というのが、赤のくくりの中に見えないような感じがするんですけど、これは。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

これは、失礼しました、Ⅳ-1間違いです。

○近畿地方整備局 河川部長

確認しますと、54ページのⅣ-1は、この原案では、今日の案では放水路が入っているということに。

ちょっと確認です、53ページと54ページの平仄が合っているか、いないか。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川計画課長補佐）

33ページと53ページを見比べていただきたいんですけども、33ページのところに、一

応、小さい中でⅣ－１ということで書かせていただいているんですけども、この案でいきますと、神崎川の放水路が無くて成り立つということになります。無くても整備計画の目標が達成できるということになっておりまして、53ページのところに、再度1番のところ、神崎川放水路というのは書いているんですけども、ここは誤植でございまして、その神崎川放水路は無くていいということになります。53ページの1、2、3、この3つが誤植でございまして、放水路完成というところを抜いていただきますと、前のページと合うつ。費用につきましても、今100億円プラスということでしたけれども、ここは結果的に数字を変えさせていただきます。

○近畿地方整備局 河川部長

今の説明を繰り返しますと、申しわけありません、資料の53ページに記載のミスがあったということで、53ページのグループ4でございましてけれども、上から1、2、3ですかね、この対策案で、いずれも括弧書きで、神崎川放水路小というふうに記載はされておりますけれども、ここは記載を除くということでもいいですね。ですから、1から2と、1、2、3の神崎川放水路小というのは、放水路そのものがないんですね。放水路（神崎川放水路小）と、ここの部分を消していただければいいと、こういうことです。申しわけありません。33ページの方と54ページの表示の方が新しいということで、これに合わせていただくということでございます。申しわけありませんでした。

ということからしますと、代替案としてはⅣ－１はそのまま生きてくると、神崎川放水路小というのは消えてということですね。額は、約5900億円プラス水源取得ということで、これは変わらないということによろしいですか。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

はい、間違いないです。

○近畿地方整備局 河川部長

じゃ、もう一度繰り返します、すみません。そうしますと、仮に神崎川の放水路を代替案、抽出にむけて神崎川放水路を採用しないということになりますと、54ページの治水対策案のうち、Ⅰ－１はこのままイキでいいですね。Ⅱ－２がなくなる、Ⅱ－３もなくなると。Ⅲ－２とⅢ－３は、ここ放水路とありますけれども、放水路をやめた上で河道の方に持たせるという案に微修正すると。Ⅳ－１はそのままいいということですかね。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

そういうことです。

○近畿地方整備局 河川部長

そうすると、案として、現行案は除いたとして、赤の抽出対策案として4つになるということですね。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

はい。

○近畿地方整備局 河川部長

というのが、そういう形が案になるということでございますけれども、神崎川の部分を今日の当初の案どおり入れておくのか、あるいは、除いて今後議論を進めるかということでございますけれども、いかがでございますでしょうか。

○京都府 建設交通部長代理

案を抽出する前に、基本的な考え方をちょっとご確認させていただきたいんですけれども、例えば、これを抽出されてきた過程では、可能性があるかどうかというご検討をされたので、神崎川を入れる入れないじゃなくて、例えば木津川で申しまして、当然上で貯めなくなって河川改修をすれば前よりも流量は増えるわけです、木津川、京都府内も。ただ、それは代替案として考えていく上でどうするのというので見てきたということですので、その整備が進んでないところに水をたくさん入れる入れないというふうな議論で案をセレクトされるというような観点が入ってくるのであれば、やはりすべての案について増えている部分はありますんで、現状よりも。その辺についての、まずお考え方をきちっとお示しいただかないと、ここの金額はこれだけ増えるんだというようなお話ではなくて、もともと抽出されてきたときの仮定としてどういう代替案があるんだということですとセレクトされて絞り込みもされてこられましたので、そういう面でいうと、水が増えてくるから困るという話ということについての、まず基本なお考えをお示しいただかないと、これを入れる入れませんという話にならないんじゃないかと思うんです。当然、我々としては、いろんな代替案を示す上で現状よりも増える部分はあるにしても、そういう案もあるということ。例えば1なんかにしましても、当然、木津川にしましたら水位が増える方法になるわけですから、その辺についての、まず非常に大きな考え方の変更に当たるんじゃないかなと思うわけです。ですので、そここのところのまずお考え方をきちっとご整理して示していただかないと、お金がこう増えます、こう減りますというお話じゃないんじゃないかなというふうに思うんでございますけれども。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

事務局からよろしいでしょうか。

まず、今回のダム検証につきましては、何度も繰り返しになって恐縮ですが、予断なくということで、すべてを並べて考えてみるという形で進めていきます。そのときに、コストの観点は1つの指標として大事というような観点で進めているというところは今までもご説明してきたとおりでございます。今、京都府さんがおっしゃられたように、それぞれいろいろな対策を組み合わせながら、ある一定の目標を達成しようとする、どこかで対応すればをやればどこかに影響が出てくるというのは、これは河川改修の宿命でして、必ずそういうところは出てくるということはもちろん理解しております。ただ、今回整理をしてきたのは、前回の三重県さん、それから伊賀市さんからも話がありましたが大規模施設の改修については、これまでの経緯等々を踏まえた場合に、その実現可能性という観点についても十分考慮すべきというような話がありましたので、上下流の影響は出るということは念頭に置きながら、大規模施設をやるやらないの観点につきましては、実現可能性というところも加味しながら2から5案を絞り込むべきとの考えで進めてきました。先ほど大阪府さんの話も同様でやはり、やるやらないで下流等に影響があるかもしれませんが、やはり大規模施設については実現可能性という観点を重視しながら考えていくべきと事務局では考えています。

○近畿地方整備局 河川部長

はい、どうぞ。

○大阪府 都市整備部長代理

もちろん、今事務局がおっしゃっていただきましたように、淀川の流量を全く神崎川で負担してないというか、全く別の流域として捉えて現実に治水対策を行ってますので、まさに流域変更に当たるということは非常に実現可能性は厳しいということを申し上げましたが。プラスしまして、これ、コストの議論をすると、神崎のコストを入れたら、もうべらぼうな数字になりましてね。コスト面でも全然実現性にならない。放水路の部分だけは計上されてますけど、その後の神崎川って全然能力無くて、それを淀川と同じように掘削していくのに非常に大きな費用がかかると。ですから、京都府さんですね、あんまり実現可能かどうかとか言い出すといろんな他の案についても影響あるとおっしゃることもよくわかりますし、ある意味、コストで議論しても全然、これ、ここに残るような案じゃないなということをつけ加えたいなと思います。

○近畿地方整備局 河川部長

ありがとうございます。この件に関連して、その他何かありますか。

それでは、今日のご意見踏まえまして、事務局の案としまして、今日提示させていただいた案からⅡ－２とⅡ－３は放水路の部分は抽出はしないと、Ⅲ－２とⅢ－３の部分につきましては放水路をやめて河道に持たせるという案に修正させていただくということで、今後進めてまいりたいということになるかと思えますけれども、そういった方向でよろしいでございますでしょうか。

○京都府 建設交通部長代理

少し、先ほど言いましたように、大規模施設については実現性を重視してやるんだというところとか、今回も、今大阪府さんのご意見もわからないことはないわけじゃないんで、ちょっと一度そこだけのご整理をきちっとしておいていただけないかなと思うんです。バタバタになってますんで、きちっと、どれがどれやということじゃなくて、こういうカテゴリーについてはこういう理由がまず一番大事で、だから今回我々としてはこう思ったけど、地域から見るとこうだから、このこれで修正しましたというのをきちっと整理しておいていただければと思います。そうしないと、何となくお金が増えた減ったという話じゃなくて、案の抽出なので、やっぱり考え方がきちっと整合とれてないといかんとは思いますが、そののところだけは少しまとめて教えていただければと思いますけれど。

○近畿地方整備局 河川部長

いずれにしても、この資料の修正もございますので、それも含めて、事務局の方から連絡させていただくということでもよろしいですか。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

今、部長がお話をされましたように、案が変わっておりますので、その形がどうなるのか、それから本日の議論を踏まえた形で、もともとどのような整理で抽出案になっているのかというところを再整理させていただいた上で、それを各幹事さんの方に送らせていただくという形で進めさせていただこうと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○近畿地方整備局 河川部長

それでは、治水のところはとりあえずここまでとしまして、まだ今日は資料たくさんございますので、先に進みたいと思います。

次が、治水以外の利水対策関係ということで、資料－４の新規利水、それから資料－５の流水の正常な機能の維持、それから資料－６の既設ダム堆砂除去のための代替補給対策案の抽出、これにつきまして事務局から説明をお願いします。時間もちょっと大分予定

を過ぎておりますので、特に抽出の考え方を中心にして説明の方をお願いしたいと思います。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川環境課長）

事務局の方でご説明します。新規利水、資料-4からご説明をさせていただきます。

1ページは基本的には同じでございます。イ・ロ・ハのところで、実現性が低いと考えられる、効果が極めて小さい、コストが高いと、こういう観点でもって抽出をしますということでございます。

次のページのところで、流れはもう治水と全く同じでございますけれども、3ページの前回の幹事会での提示内容が示してございます。同じようにブルーのところで、例えば米印の1番で、今回利水者に確認を行った結果を受けて、単独に必要な容量を確保できないというようなことがわかった案につきましては、ここで言いますと3、4ですね、これにつきましては単独では成り立たないということがわかりましたので、割愛というか、なくなったということでございます。さらには、組み合わせの方も同様に、米印の2で書いてますように、室生ダムについてはこういう結果になりましたので、組み合わせの内容が少し変わるということでございます。

4ページの方に、そのあたりをすべてまとめて整理をしてございます。

それから、5ページ以降は、まずは現行計画の内容を書いてございます。新規利水ですので、水道用水として350万 $m^3$ 、430万 $m^3$ の容量を確保するというような中身になってございます。

それ以降は、対策案1としては、河道外貯留施設、上野遊水地でございます。それから、右の上の方に対策案の概要としまして、必要な用地だとか施設の内容を記載してございます。

それから、対策案の2番は他用途ダム容量の買い上げということで、青蓮寺ダム、これも単独で成り立つということで、必要な容量を確保するという内容になってございます。

さらには対策案の5、水系間導水、これも必要な導水路だとか取水施設、ポンプ施設を計上してございます。

対策案6、ため池のかさ上げということで、これについては数が非常に多うございまして、平均的な容量を想定をしまして、必要な用地取得、それからかさ上げを行って容量を稼ぐという案になってございます。用地取得も計上してございます。

さらには、10ページ目でございます。対策案7ですね、海水淡水化ということで、ゆ

めが丘の浄水場まで必要な量を伊勢湾から持っていくという案でございます。

それから、対策案8、比奈知ダムのかさ上げ3.5m可能だということで、それをまず先取りをしまして、足らずの分を河道外の貯留施設で確保すると、2つの組み合わせでございます。

さらに9番、対策案9、同じく比奈知ダムのかさ上げ、さらに他用途ダムの容量買い上げということで、青蓮寺、比奈知、聞き取りの結果を反映してございます。

さらには、対策案の10、ダム再開発、比奈知ダムのかさ上げプラス水系間の導水を計上してございます。必要な導水路、それからポンプ施設等々を計上してございます。

それから、次が11番、ダム再開発プラスため池ということで、ため池で足りない場合の補充するという組み合わせにしてございます。

それから、12番、同じくダム再開発プラス海水淡水化ということでございます。

それから、最後13が、他用途ダム容量の買い上げということで、これは青蓮寺と比奈知の候補が2つございますので、この2つでもって組み合わせるという内容になってございます。

そのあたりをすべて並べて抽出の概要を示したものが、次のページに行きまして、18ページ、19ページでございます。一応グループごとに、できるだけ、1つぐらいは残してというようなことで、先ほどの河道外の貯留施設につきましては、土地利用者の理解とか地域の合理形成ということが困難であるという実現性のところでバツにしております。あとは、コスト比較でもって、高いところについては削除していくというふうなことでございまして、最終的には事務局の案としまして、グループⅠでため池、グループⅡで水系間導水、グループⅢで青蓮寺ダムの容量買い上げ、さらには13番の青蓮寺プラス比奈知の組み合わせ、さらにグループⅣでは9番のダム再開発プラス容量買い上げ、それから11番のダム再開発プラスため池というふうな組み合わせにしてございます。

同じように、19ページで、それをとりまとめてございます。ダム案以外で単独案が3つ、組み合わせ案が3つ残るという整理でございます。

引き続き、次をやらせていただいでよろしいでしょうか。

続きまして、資料-5をごらんください。流水の正常な機能の維持案の抽出についてということでございます。

1ページは基本的に同じでございますので、飛ばさせていただきます、2ページ、3ページ、特に3ページですね、前回の組み合わせ案はこのようにさせていただきます。

す。利水者の聞き取りを反映して案を整理したものが4ページでございます。対策案の3・4、それから7・8が、3・4がなくなりまして、7については一部変更、8については7と同様になりますので削除ということになってございます。

5ページが現行計画、それ以降が同じような形でダム再開発、当然これは目的によって容量等ございますので変わりますので、それに合わせたような形での整理をさせていただいております。必要な導水路、かさ上げ3m、比奈知ダムの場合は3mのかさ上げをして510万 $m^3$ 稼げるという内容になってございます。

それから、続きまして、対策案2、他用途ダム容量の買い上げということで、青蓮寺ダムでの買い上げを想定したものでございます。

それから、8ページが水系間導水ということで、内容的には同じですので、海水淡水化も同じでございます。容量だけが変わってくるというふうな感じでございます。

さらには、10ページ、他用途ダムの買い上げ、青蓮寺、比奈知で510万 $m^3$ を計上してございます。

このあたり、整理をしたものが12、13でございます。12ページで、グループⅠ、ダム再開発、比奈知ダムの嵩上げという案と、それからグループⅡの中で、コスト比較ですね、コスト比較でもって、6番の海水淡水化がかなり高うございますので、5番の水系間導水を抽出をした。さらには、グループⅢで、2番と7番ですね、これは同じような今のところ、優劣つけがたい状況でございますので、2番、7番を抽出して残したということでございます。ダム以外に、合計、単独案が3つ、組み合わせ案が1つ、抽出をした案でございます。

資料の6番をごらんください。これは既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案の抽出についてということでございます。1ページ、同様でございます。3ページをご覧ください。第3回の幹事会資料からの変更点ということでございます。聞き取り結果でもって、同じようにこのような形になってございます。少し違うところだけご説明しますと、堆砂対策というのが、従来からこういうのをやってきているという案を3つ上げさせていただいております。いずれもこれは今のところ残るということです。

整理しましたものが4ページ、同様に単独案の3、4がなくなりました。さらには、対策案の8番、室生ダムが消えてしまいますので、残りの3つ、高山、青蓮寺、比奈知の組み合わせというのが残ります。さらには、対策案の9、ちょっと字が薄く書いてますけれども、この案はかぶりますのでなくなりますということでございます。

5ページ以降が、現行計画に対して各案を並べさせていただいたと。基本的には容量に応じた導水管とかもろもろの内容をボリュームに合わせて載せさせていただきます。河道外貯留施設、2番が、ダム再開発、高山ダムのかさ上げ、さらには対策案の5としまして、水系間導水ですね。さらには、対策案6、ため池のかさ上げ、750個ということでございます。続きまして、対策案の7、海水淡水化、さらには対策案の8、他用途ダムの容量買い上げということで、これは3つの高山、青蓮寺、比奈知の合わせて830万m<sup>3</sup>を確保するという案になってございます。それから、対策案の10ですけれども、貯砂ダムですね。高山、青蓮寺、比奈知、この3つのダムで合計4基、現場の地形に応じて4基の貯砂ダムを建設するという内容になってございます。さらには、対策案の11、バイパストンネルということで、これも現地の状況に応じて検討させていただきまして、必要な貯砂ダムを建設するという内容でございます。それから、最後12、これは従来からもやっております浚渫、水中での掘削をやるという案でございます。

同じような形で整理をさせていただきます。16ページ、これもグループごとに5つのグループに分けてございまして、特に実現性で、河道外貯留施設を外させていただいたということと、グループⅢで、海水淡水化、かなりコストが、7と5を比較しますと異なるという差がありますので、7は残してございます。それから、グループVについては、これはいづれも実績がありますということと、そんなにべらぼうな数字ではないので今のところ残しているということでございます。それから、この案につきましては、長期的な堆砂除去の効率性とかいうこともきっちり検討して評価を行う必要があります。各案、検証の考え方に基づいて進めておりますので、今現在はイニシャルコストでの比較という部分になってございますけれども、特にこの堆砂除去のための代替補給の対策案につきましては、長期的な効率なども含めた調査が必要だというふうに考えてございます。

ちょっと走ってしまいました、以上でございます。

○近畿地方整備局 河川部長

3つの目的ごとに対策案を抽出ということでございます。順番にいきましょうかね。資料4が新規利水対策案ということですが、一覧表がちょうどページが抜けてますけど、最後の紙の前側というんですかね、18ページに相当する部分、17と19の間ですね。抽出案の一覧がございまして、これをごらんになって、ご質問、ご意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

○三重県 県土整備部長

対策案について、コスト的に海水淡水化がそれぞれコスト的に非常に大きいからということでは削られてる中で、ため池のかさ上げがそれよりもコストが大だと、それぞれに見ると、例えば、新規利水でも、これは海水が500億ですよ、7番で。なのに800億が丸になってると。それとか、堆砂除去の方も海水淡水化が1200億に対し、ため池が1900億で、海水がバツでため池がマルになってるといのが、何か説明を聞いてると違和感があるんですが、いかがですか。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

基本的な考え方ですが、どの目的も似た施策をグルーピングして、各グループごとにならぬかというところを見てます。これは最終案は、コストだけで決まる話ではなく、総合評価の中でさらに細かく評価をしていくという観点から、2から5案に絞る際には、グループごとにそのトップになるようなものを選び、それで2から5案を絞って、そこで細かく検討していくという方法で進めていきたいと考えています。今の新規利水のところで見ますと、おっしゃられるとおり、ため池800億円、それからバツになってる海水淡水化500億円で、コストだけで見れば、ここで決まってくるという話ではありますが、ここでグループⅠのため池というのをもう一回選んでおいて、詳細な検討を行う際に、コスト以外の観点からも見てあげるといようなことで進めていきたいとの考え方でございます。

○近畿地方整備局 河川部長

できるだけグループごとにと意識で抽出をしようかということでございますけども。

○三重県 県土整備部長

2から5案程度というのは、7案でも「程度」なんですか。いや、それが引かかるもので。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

ご質問に的確に答えようとする、2から5案が7案はどうなのかという話につきましては、この制度を取り仕切っている国土交通本省と話をし、7案程度ならば、2から5案の範疇といっても良いのではないかと話になってます。ただ、これは感覚論でございますので、今、事務局の方で話をしましたように、幹事会の中で、2から5案と言っているのが7案では多いのではないのかという話がありましたら、そこは議論の対象というふうには思っております。

○三重県 地域連携部長

前回もお話をさせていただきましたけれども、三重県としては、こういうふうにいるん

な計画を見直すのであれば、当然のことながら、コストが下がって、そして効果の実現性というのが早く出てくるように、私どもは計画見直しというはしていただきたいというふうに思います。そういう意味で、いろいろ今、ご提案を聞いているわけですが、コストもさりながら、実現性がかなり遠ざかっているものまで検討していただいておりますというように、どんどん我々の要求から離れていくような気がしてなりません。ずばり言ったら、無駄な検討してるんじゃないかなと、コスト的に考えてもですね、検討自体だってコストがかかっているわけですから。もっと、私どもは早く検証を済まして、早く計画どおりにダムをつくっていただきたい。それを要望します。もう三重県にとって、この検討会というのは大変時間のロスというふうに我々は感じておりますので、ぜひぜひ検証は早く進めていただきたいというふうに思います。

○近畿地方整備局 河川部長

この件に関連して、他にご意見とかございますか。

そうしますと、ため池の部分で。まず、7つの案がどうかということについては、2から5案程度ということですので、一応数としていいんだということにはなりますと。ただし、個別にため池のかさ上げということになりますと、いろんな、今回判定マルとなりますけども、ご意見を踏まえて、抽出はしないという方向で修正させていただくということでもいいですか。

○京都府 建設交通部長代理

治水でも申し上げましたように、今まで我々が聞いてきたのは、とにかくカテゴライズの中から、金額もさりながらベストな案を1個ずつ選んでくると聞いてるんです。で、今回、確かに実現可能性というのを重く見られるのであれば、そこはやっぱり相当抽出の仕方の変更になると思うので、他の案も含めて、実現性を本当に見たときに、どうだというのはチェックしていただいて、同じようなやつがあるのだったらどうするというのは、やっぱりチェックしていただかないと、今まではカテゴライズごとにお金と実現性を比較して、一つずつ選びますというお話でしたので、今回そういうことじゃなくて、まず実現性の部分で、落とすものは落としますというふうに聞こえたものですから、それを何か言われたやつはそうします。他のやつでも残ってますというふうになるといかんと思うので、やっぱり抽出した一つの考え方に基づいて、やっぱり選んで、それで段取りもされるような形にしないと、いろいろなところからお問い合わせがあったときに答えられないと思うので、やっぱりそういう面でもう一度チェックしていただいて、他にもあれば、それはど

うされるのかも含めて教えていただけないかなと、そうしないと、今までずっと教えていただいた考え方とは一部違う部分があるので、そこは、それが悪いと言ってるわけじゃなくて、実現性が本当になら、私も落とすべきだとは思いますが。ただ、そういうことだったら、他にもそういうのがほんまにないのかというのは、やっぱりちょっと、ちゃんとチェックしていただいて、他は一応実現可能性があると、実施者の方では考えてます。だから、これだけは落としますということも含めて教えていただければと思うんですけど、そうしないと後々、こういう実現性のないやつも入ってましたみたいになると、またいろいろおかしくなると思うので、そこはぜひよろしく、抽出の仕方の考え方の部分にかかわると思うので、ぜひよろしくお願いできればと思います。

○三重県 地域連携部長

関連しまして。後ほどいろんな調査が各県に行くと思うんですが、その中に確か、ため池に関する調査もあろうかと思えます。今のお話を決めていただかないと、我々検証にはちゃんとお付き合いしますし、誠意を持って対応させていただきますけども、無駄な調査というのも出てくる可能性がありますので、ぜひその辺ははっきりまず決めていただいて、どういう調査をするかも次に進んでいただきたいと思えます。

○近畿地方整備局 河川部長

新規利水でということで、ちょっとご意見をお聞きしたのですが、共通の話もございしますので、3つの目的のところ結構でございますので、その他のご質問あるいはご意見もありましたら、まずお願いしたいと思います。

○大阪府 都市整備部長代理

大阪府でございます。まず、既存ダムの有効活用ということで、関係利水者への意見照会を実施していただきましてありがとうございます。結果、先ほどありましたように、参考資料の2ですか、活用可能な利水容量ということで、具体的な数字が出ておるということで、今回、今後、それを踏まえた代替案についてのご議論もいただけたらと思います。

そこで、これは一つご質問にもなるんですけども、水源取得に関する費用という表現になっているんですけども、我々が直面しています利水者と話をするに当たりまして、現に今、水源の必要量は減ってきて、既存ダムについて容量を持っているということで、維持費を負担していると、その維持費というのはずっとランニングコストがかかるということで、一定、この活用可能なという議論の中で、その部分についての今後の展開も考えられてる中で、利水者が持つてる水源を、取得って買いに行くことになるんですけど、そう

いう概念になるのかなというのが、1点、今の考え方とか、教えていただけたらと思います。ですから、それって費用が発生するのかなというふうな考えで、私は思いますので、その点、皆さんのご意見もいただきたいと思います。あと、利水で100億とかいう数字がぱっと出てるんですけども、これは実際の川上ダムの方で、こんなコストが出てしまうと、単なるコスト比較ではないのかもしれませんが、値する利水に関する川上ダムの費用というのは、どのぐらいというふうにお考えなのかということで、ちょっと数字がこういうふうに出ますと、その辺がちょっと気になるなと思って見てるんですけど、それは一定わかりませんか。

○事務局（近畿地方整備局 河川部広域水管理官）

水源取得に関する費用というのは、やはりここに持っておられる方が幾らで手放すかというところに尽きると思うんです。今回も、例えば新規利水の中のところで、他用途ダム容量の買い上げというのも、青蓮寺ダムだと一つで成り立つので、一つだと。比奈知さんの場合は、ちょっと容量的にというか、水道的に少ないので、青蓮寺ダムと一緒に合わせて。この2つが書いたのも、結局は幾らで水源が取得できるかというのが今の時点ではわからないので、それでそういう形で書かせていただきました。

それと、13番の100億というのは、では青蓮寺、比奈知から水が生まれたとして、それを木津川筋に流すとすれば、導水路をつくらなければいけないので、その分のお金が100億計上させてもらっているという意味でございます。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川環境課長）

今の2つ目のご質問の、治水だとか利水だとかのお金、代替案のお金が出ているけれども、ダム費用との比較についてどうなのかというようなお話でございますけれども、今の段階で抽出してという段階でありますので、今後、次の段階で目的別評価なり、総合評価なりに移行していく中で、すべてそういうものをお示しをしていくということになるかと思えます。例えば、治水のお金とかも数字が出ていますけれども、これはダイレクトにダムの治水運用のお金ということでは単純に比較できるような内容になってございませんので、そこらはすべて合わせた段階で、次の段階でお示しをしていくことを考えてございます。

○京都府 建設交通部長代理

水源がやっぱり、京都府もそうなんですけれども、取得費用に関してまして、少し、まず利水者にアンケートとか、ご協力いただきまして、ありがとうございます。ただ、やは

りこれから総合的にまとめていく上では、やはりそこら辺の利水者間とのさらなるご調整なり、ご意向確認とかいうのは不可欠かなと思ってますし、こういうところの利水サイドでは、買い上げ条件によってはもう少し生み出せることもあり得るとかいうご返事もしたと聞いておりますので、やはりその辺は利水者と、今のご説明でもありましたように、最終的にどの案がベストというときに、変わる可能性もあります、ありませんみたいな話になると、次のステップでは、多分、総合的に一つにおまとめになると思うので、ぜひその辺は、さらなる利水者の方のご意向確認とか調整を進めていただいて、やはりきちっとした形で利水者の方とも調整をさらに精力的に進めていただけないかなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

少し話が前後してしましますが、先ほどため池の話が中途半端になっていますので、もう一回お話させていただきます。先ほどの議論の繰り返しになりますが、この幹事会の中で、ため池案は実現可能性が低いという話になるのならば案から外すということも考えても良いと思っています。ただし実現可能性の観点も、単に感覚論ではなくある程度の根拠をもって外していくことが必要と思っています。事務局としては、上野遊水地やその上流の輪中堤等は、過去の改修の経緯から実現可能性が低いのではないかと三重県さん、伊賀市さんの意見を踏まえ、神崎川放水路は他流域の洪水を神崎川に持ってくるのは地元として受け入れづらいのではないかと大阪府さんの意見を踏まえて、外す方向で考えることとしました。同様の整理をため池についてもこの場で出来るならば外すことも一案だと思っています。

○三重県 県土整備部長

あくまでも私の意見というのは金額的にどうだということでしたもので、今みたいにきちっと整理をしないと、こういうような、この場で決めてしまっただけというものではないと。ため池についても、どんなぐらいの箇所のため池を、どのようぐらいというような、主なものだけでもいいですし、検討をされるということも、それなりの資料も教えていただく必要もあると思います。そういう意味では、今回は自分としては保留という形で、次回に、もしくは幹事会の作業部会か、もっと下のところでご議論いただいた上で認めていくとか、そういう形でいいと思っています。

○三重県 地域連携部長

これから申し上げることは、まだこの段階では、私はないとは思いますが、今、

水源の利用に、導水管で100億とあって、コストの面が出てますので、申し上げますが、既に私ども、利水の伊賀市さんは、この事業に対して、コストを負担してきています。したがって、例えば水源費の買い上げ費とあっていうこともございますけれども、どれだけで買い上げてこっちへ回すのか、あるいは、導水管の費用負担はどうなるかというのはこれからの話だと思うんですが、ある意味、拒否権みたいなものも、しっかりと、既に参加している方には持っておいてもらわないと、この事業のかわりにこっちをやりますから、どうぞ買ってくださいというわけにはいかないと思うんですよね。既に、我々は参加費を払って、コスト負担をして、ここから得る水を使う段取りをしているわけですから、そういう意味で買い上げ費なんていうのは、ある意味、私は計上するのはおかしいんじゃないかと。それを売りつけてくるんですか。比較の話ですから、プロセスとしてはあっていいとは思いますが、トータルのときには、そういうことをぜひぜひお考えいただきたいというふうに思います。

○近畿地方整備局 河川部長

今後、抽出した後の詳細な検討というところで、いろんな評価軸のもとに整備していくことになろうかと思えます。

そうしますと、結局、ため池のところにもう一度戻ってしまいますと、最後の三重県県土整備部長さんの発言も踏まえまして、整理といいますか、基本的には抽出していくことでもやむなしというご理解でよろしいということなんでしょうか。

○三重県 県土整備部長

無駄な調査とかですね、そういう時間をかけていただきたくないというのが本意ですから、検討していただきたくないという意味ではないんです。それだけはよろしく願います。

○近畿地方整備局 河川部長

はい、了解いたしました。その他ございますでしょうか。

時間も大分押してまいりました。それでは、今日のこれまでのところで必要な資料の修正といいますか、そういったことをまとさせていただいた上で、今後の手続もございまして、資料7と8、これはちょっと中身が変わってくる部分はあるかもしれませんが、資料7の検討に係る意見募集についてというのと、資料8の意見聴取ですかね、これについて説明をお願いします。

○事務局（近畿地方整備局 河川部広域水管理官）

それでは、資料7について説明させていただきます。

今回、治水、利水、流水の正常な機能の維持、それから既設ダムの堆砂除去のための代替補給について、概略評価による対策案の抽出を提出させていただきました。これにつきまして、今後の検討の参考にするために、意見募集を行います。この意見募集要項の1番の意見募集対象というところの1番と2番のところに目的が書いてあります。これまでに提示した目的別の対策案以外の具体的対策案の提案ということ。それから、もう一つは、2番の目的別の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見、この1番と2番の目的で意見募集を行いたいと考えております。

続きまして2ページのところに、意見募集期間というのがございまして、12月17日から一月間の間で行うと。意見の提出方法につきましては、郵送か電子メールのいずれかの方法でお願いしたい。意見につきましては、別添1、意見書提出様式によりというのがありまして、4ページのところをお開きください。4ページのところにある意見提出様式に則って提出してください。ということでございます。提出先につきましては、近畿地方整備局河川部河川計画課です。

また、6番の、3ページなんですけれども、閲覧部分なんですけれども閲覧または資料の入手の方法といたしましては、一つはインターネットによる閲覧または資料の入手というのがまず可能でございます。それから、インターネットのない方につきましては、閲覧場所で資料の閲覧及び様式の入手ができるという形を取りたいと考えております。閲覧をできる場所が5ページのところで書かせていただいております。閲覧場所の考え方なんですけれども、一つは検討主体であります、近畿地方整備局とそれから水資源機構の本局、支社、事務所ですね。それと、あと川上ダム検証構成自治体ということで、今日お集まりの府県さんのそれぞれの本庁の方でお願いしたいと。それと、三重県さんにつきましては、地元ということで、出先の土木事務所の方にもお願いしております。それから、伊賀市さんにつきましては、地元ということで、本庁と出先、支所の方についてお願いしているということでございます。

以上が資料7の説明でございます。

続きまして、資料8の説明をさせていただきます。資料の8につきましては、新規利水、流水の正常な機能の維持、既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案に対する意見聴取についてということでございます。

1ページ目をお開きください。検証の実施要領の中では、新規利水案に対して、利水者

からの意見聴取を行うということで、赤囲いのところに書いてございます。また、実際、対策案の中では、利水者以外の方も、ダムを使用しておられます。そういった関係者の方にも、利水に関する意見をいただくということになっております。そして、2ページの方に、内容なんですけれども、1番としては抽出した利水対策案についてということ、それから2番としては、抽出した流水の正常な機能の維持対策案についてということ。それから、3番目としては抽出した既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案についてという、この3つについて、ご意見を伺うということです。3ページ目にその様式がございまして、こういう様式でご意見を伺いたいということでございまして。それから、ご意見を伺う対象なんですけれども、4ページ目にございまして。まずは、利水参画者でおられます伊賀市さん、水道さんの方でお願いしたいと思います。それから、もう一つは、対策案に関する主な関係河川資料ということで、それぞれの案に対する、ダムとかそういうところの、同じダムに乗っておられる方ですね。そういう方を対象に意見を聞いていくと。

それから次に、対策案に関する自治体ということで、三重県さん、名張市さん、それぞれの対策を実施する場所ということで話していただいております。なお、三重県さんにつきましては、ため池の土地台帳の関係で代表して、三重県さんの農林部局さんの方に送っているという形をとらせていただいております。なお、先行している他のダムの中では、検討の場の構成員の方々に対しての意見を聴取するという形がとられているケースもあるんですけれども、今回、川上ダムにつきましては、事前に事務方の方にご意見をいただいております。検証の場で、それぞれ意見を言う場があるものですから、改めてまた、文書による意見聴取はしなくていいんじゃないかということにしていますので、その旨で、その分は外させていただきます。以上が、意見を募集する期間でございまして。

以上で説明を終わります。

○近畿地方整備局 河川部長

資料7の意見募集につきましては、今日のご意見等を踏まえまして、治水対策案の部分での修正ということもあり得ますので、それを踏まえて対応するというところで。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

修正を踏まえた対応で進めていきます。また今の治水の変更案を踏まえた場合も意見を聴く対象は特段変わらないと思っています。

○近畿地方整備局 河川部長

それで、このスケジュール的なものが大丈夫でしょうかということ、これも資料7、明

日付けで案も無くてちょっと申しわけないんですけど、これは意見募集について、案ということだったわけですが、それがどういたしますか、それは別途調整ということでもよろしいですか。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

では、別途調整でお願いいたします。

○近畿地方整備局 河川部長

では、この発送の日付につきましても、今日のご意見を踏まえて資料の必要な調整をした上で、できるだけ速やかにということで、1カ月はとって意見書を集約するというところでございます。

それから、もう一つの資料8の方は、これ回答期限といえますか、いつからいつまで、いつごろ出してということがちょっと説明がなかったように思いますが、大体どれぐらいのスケジュール感でありますでしょうか。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

利水参画者や関係自治体への意見募集及び一般への意見募集も、1カ月間をという方向で進めていきます。少しスタート時期につきましては、今回の資料修正の関係で若干ずれ込むかもしれませんが、年内にスタートする方向で考えていきたいと思っております。

○近畿地方整備局 河川部長

以上、資料の説明と補足も踏まえてということですが、これにつきまして、ご質問等、ございますでしょうか。

○大阪府 都市整備部長代理

意見募集なんですけれども、これは来週からということなんですけれども、情報提供とか、その辺はどういうふうにされるんですか。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

一般の方に対する情報提供ですか。

○大阪府 都市整備部長代理

そうですね。マスコミとか。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

それにつきましては、ホームページで公表しますし、それからあとは閲覧場所を設けて、閲覧場所に資料を1セット置いて、それを見ていただきながら進めていきたいと考えております。もちろん記者発表も行います。

○近畿地方整備局 河川部長

その他いかがでしょうか。

もう時間もあれですね。本日、全体を通して何か、特段もう、ございましたら。

○伊賀市 水道部長代理

伊賀市です。お世話になってます。御存じの方も見えると思うんですけども、11月の市長選挙で新しく岡本栄市長が誕生いたしました。その中で、本日、幹事会に出席するに当たり、市長よりこれだけはお伝えくださいということを言われてきましたので、言わせていただきます。

まず、川上ダム検証については、市長が一から勉強をしてみたいと。それと、これについてはいろんな角度から考えていきたいと思っているということ、この場で皆さんにお伝えくださいと言付かってきましたので、ちょっと言わせていただきました。

○近畿地方整備局 河川部長

他によろしいですか。

○八幡市 都市管理部長

京都府の八幡市でございます。京都府の南部の市町村におきましては、ことし8月の京都府南部豪雨によりまして、大変な被害を受けまして、改めまして治水の重要性を再認識をしたところでございます。河川の役割は治水が大事だと考えております。川上ダムによる木津川の水位低下が、京都府域の治水の安全度を向上させるということは言うまでもないことだと考えております。川上ダムにつきましては、今後もしっかり検証を進め、早期に建設に着手し、治水の向上を図っていただきますよう、お願い申し上げます。以上でございます。

○近畿地方整備局 河川部長

はい、わかりました。それではよろしいでしょうかね。

最後に、次回開催予定等につきまして、事務局から連絡をお願いします。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

先ほど申しあげましたように、一般への意見募集と、関係者への意見聴取に1カ月程度要することを想定しています。それをまとめながら進めていくということで、どのぐらいの時期というのは示すことはできませんが、先ほどの三重県さん、あるいは伊賀市さんからの話もありましたとおり、できるだけ速やかに進めていくということに心がけていきたいと思っております。時期が決まりましたらまたご連絡させていただきますのでよろしく

お願いします。

○近畿地方整備局 河川部長

それでは、以上をもちまして、本日の第4回の検討の場幹事会を閉会いたします。本日はいろいろご意見を賜りまして本当にどうもありがとうございました。

[午後 0時 3分 閉会]